

保護者の皆様へ

ベテル保育園
園長 千原創

感染者と濃厚接触者について

「子ども」：感染者の療養期間

→発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した時点で、退院又は療養終了となります。

日目	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
感染者	発症	療養期間（10日間）										登園可

「親」：濃厚接触者（同居のご家族）の健康観察期間

→感染者と最後に接触してから7日間は、感染する可能性があるため、健康観察期間となり、不要不急の外出は自粛となります。

日目	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
感染者	発症	療養期間（10日間）										登園可								
同居家族①											最終接触	健康観察期間（7日間） 自宅待機（子どもの送迎は、できません。）							解除	
同居家族②		最終接触	健康観察期間（7日間） 自宅待機							解除										

※同居家族（濃厚接触者）であっても、感染対策を行っている人は、感染対策を開始した日から7日間が健康観察期間となります。

(例) ①母親は、感染した子どもの面倒を見ていた

→ 子どもの療養期間が終了してから7日間が健康観察期間（子どもの発症化から17日目まで）となります。

②父親は、子どもの発症後、2日目から、子どもとの接触をやめ共用を避け感染対策を徹底した。

→ 感染対策を開始した日（2日目）から、7日間（8日目まで）が健康観察期間となります。9日目からは解除です。